

平成26年度 介護報酬改定関係Q & A

【居宅介護支援】

Q 1：平成26年4月から消費税率の引き上げに伴い、介護報酬の一部改定及び介護度別の区分支給限度基準額の見直しが行われる予定である。ケアマネの業務として、平成26年4月サービスに係る「サービス利用票」(第6表)、「サービス利用票別表」(第7表)は、3月中に利用者及び居宅サービス事業所に交付しなければならないが、改定後の内容でなければならないか。

A 1：システムで対応している事業所にあつては、システム改修を早急に行い、3月中に改定後の内容で作成・交付してください。

システム改修が万一間に合わない場合であっても、利用者への事前の説明・同意は必要です。3月中に手作業で暫定版を作成・交付し、システム改修後に修正となる場合は、改めて正規版を作成・交付してください。

Q 2：今回の改定により、ケアプランを変更する必要がある場合、サービス担当者会議は開催するのか。

A 2：従来どおりケアプランの軽微な変更(例えば、同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減等)に留まるものであれば、必ずしもサービス担当者会議を開催しなくてもよい。

しかし、区分支給限度基準額の中では、従来と同量のサービス提供が困難となり、例えば、福祉用具貸与や通所リハの同一水準の利用を継続する一方で、訪問介護や通所介護の利用回数を減らすケアプラン変更を行う場合等、ケアマネジャーとしてサービス事業所へ周知すべきであると判断される場合は、サービス担当者会議を開催すべきである。

【全サービス共通】

Q 3：平成26年4月から消費税率の引き上げに伴い、利用料を変更する場合、どのような手続きをするのか。

A 3：利用者・家族に対し、事前に変更に係る文書を交付し、説明の上、同意を得なければなりません。

また、運営規程に記載する利用料に変更がある場合は、変更後10日以内に、施設サービスは高齢福祉課へ、居宅サービスは福祉相談センターへ変更届の提出が必要です。

【福祉用具貸与】

Q 4：利用料金を変更する場合、A 3の手続き以外で注意することは。

A 4：居宅介護支援事業所は区分支給限度基準額の給付管理を適正に行うため、「サービス利用票」(第6表)、「サービス利用票別表」(第7表)を3月中に作成します。したがって、平成26年4月から利用料金を変更する場合は、居宅介護支援事業所に変更後の価格情報をあらかじめ連絡し情報共有に努めてください。

介護報酬改定以外【看護職員と機能訓練指導員のダブルカウントについて】

Q5：平成26年4月以降、看護職員と機能訓練指導員の加算をとっていない場合であっても、看護職員と機能訓練指導員のダブルカウントは認められないのか。

A5：次の表のとおり取扱います。「[愛知県の指導方針](#)」P11記載のとおりです。

看護体制加算（Ⅰ又はⅡ）、機能訓練加算の**いずれの加算もとっていない場合**

区分	平成26年3月末まで	平成26年4月1日から
通所介護	ダブルカウント可能	ダブルカウント可能
短期入所生活介護（単独型）	ダブルカウント可能	ダブルカウント可能
短期入所生活介護（併設型）	ダブルカウント可能	ダブルカウント不可
特定施設入居者生活介護	ダブルカウント可能	ダブルカウント不可
介護老人福祉施設	ダブルカウント可能	ダブルカウント不可

（参考）

看護体制加算（Ⅰ又はⅡ）、機能訓練加算の**いずれかの加算をとっている場合**

区分	平成26年3月末まで	平成26年4月1日から
通所介護	ダブルカウント不可	ダブルカウント不可
短期入所生活介護（単独型）	同上	同上
短期入所生活介護（併設型）	同上	同上
特定施設入居者生活介護	同上	同上
介護老人福祉施設	同上	同上